

高島屋グループ 腐敗防止方針

高島屋グループは、経営理念である「いつも、人から。」を実現すべく、「社会から信頼される行動」を指針の1つとして掲げており、「高島屋グループ 取引指針」においては、公正で透明な取引の推進のため、汚職・賄賂及び不適切な利益供与・受領を行わないことを宣言しています。

これらの経営理念・指針に基づいた経営をさらに推進し、ステークホルダーの皆様の期待に応えるべく、高島屋グループは、企業の社会的責任として腐敗防止をグループ全体で徹底し、国内外の法令及び本方針にのっとり、贈収賄及び不適切な利益の供与・受領の防止に取り組んでまいります。

本方針は、高島屋グループにおける腐敗防止に対する基本姿勢を明確化するものであり、高島屋グループで働く役員及び雇用形態にかかわらず全ての従業員に適用されます。

また、腐敗防止の徹底にあたっては、高島屋グループの事業を支えていただいているビジネスパートナーの皆様のご理解とご協力が不可欠であり、高島屋グループは、全てのお取引先に対しても、法令及び本方針にのっとり腐敗防止に取り組んでいただけるよう努めます。

1. 腐敗行為の禁止

高島屋グループは、事業を行う全ての国及び地域において、直接又は間接を問わず、一切の腐敗行為に関与しません。ここでいう腐敗行為とは、贈収賄（※）、利益供与の強要、横領、背任など、与えられた権限を濫用して私的利益を得る一切の行為を指します。また、高島屋グループは、ビジネスパートナーとの間で、正常な商慣習又は社会通念上相当な範囲を逸脱するような接待、贈答、便益その他の利益についても供与又は受領しません。

※ 公務員等又は民間人に対し、営業上の不正の利益を得るために、金銭その他の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をすること、及びこれらの供与、申込み、約束を受けることをいいます。また、贈賄には、ファシリテーション・ペイメント（通常の行政サービスにかかる手続の円滑化を目的とした公務員への少額の支払いをいいます。）を含みます。

2. 法令遵守

高島屋グループは、不正競争防止法等の国内関連法令をはじめ、事業を行う国及び地域で適用される法令及び規制を理解し、これを遵守します。

3. 腐敗防止のための体制整備

高島屋グループは、本方針の実効性を高めるべく、社内規程や組織体制、内部通報制度を適切に整備・運用するとともに、全ての役員及び従業員に向けた教育等を通じ、本方針の周知徹底を図ります。

なお、本方針に違反する行為、及びその疑いに関する通報については、内部通報制度に基づくコンプライアンス・ホットラインにて受け付けます。

また、本方針の遵守状況につき、内部監査等により定期的なモニタリングを行い、本方針及び組織体制の改善に継続して取り組みます。

2024年11月制定